

全国の婦人消防隊・婦人防火クラブ等の皆様へ

婦人消防隊員等 福祉共済

明日への安心のために

少ない掛金で高額保障！

保障範囲はワイド！

手続き簡単！

年間**800円**の掛金で最高**500万円**の保障

財団法人 日本消防協会

本制度のあらまし

婦人消防隊員、婦人防火クラブ員等は地域の自主防火組織の中核として、日頃から積極的に防災活動に参加しております。しかし、これらの活動中に万一隊員等が傷害等を受けた場合の保障等については、これまで不十分でした。



本制度は、全国の婦人消防隊員等から保障制度の確立について、強い要望があり、平成4年4月1日に『**婦人消防隊員**』、『**婦人防火クラブ員**』等を対象とした保障制度として、発足いたしました。

防災活動中の事故により、万一傷害等を受けた場合には、高額の共済金を受けられます。

また、**病気**による死亡、又は**入院**の場合にも共済金を受けられます。

みなさまのご加入をお待ちしております！

5つの特典

1

少ない掛金で保障範囲がワイドです。

2

年齢の別なく掛金は同一です。

3

中途加入の場合でも、保障は全て満額です。

4

手続きが簡単です。
※市町村等の担当者が行います。

5

加入日に、健康で満76歳未満であれば、無審査にて加入できます。

加入方法

■加入申込

個人又は隊、もしくはクラブ等ごとに、所定の婦人消防隊員等福祉共済制度加入申込書に加入者の氏名、生年月日等必要事項を記入し、掛金を添えて市町村等（消防本部）の担当者に加入申込をします。

■加入手続

市町村等（消防本部）の担当者は、所定の加入申込書を加入月の15日までに都道府県消防協会を通じて、日本消防協会に提出します。同時に掛金を同様の方法により送金します。

■加入資格

年齢満76歳未満の婦人消防隊員及び婦人防火クラブ員等で、加入日に健康な者。

■加入時期

毎年・4月1日

※7月1日、10月1日及び1月1日の加入もできます。

■掛金額

掛金	年間800円（4月1日加入の場合）
途中加入の場合	加入時期 7月1日 10月1日 1月1日
	掛金額 600円 400円 200円

■保障期間

加入日から翌年3月31日までとなります。

例 加入日・4月1日	翌年3月31日まで
加入日・10月1日	

共済金の給付

1	弔慰金又は重度障害見舞金	
	① 災害発生時等の防災活動に従事中の事故により、死亡又は重度障害状態となった場合	500万円
	② 防災活動（①の防災活動を除く）に従事中の事故により、死亡又は重度障害状態となった場合	300万円
	③ 上記以外の事由で死亡又は重度障害状態の場合	30万円
2	障害見舞金	
	事故又は疾病により障害状態となった場合	25～3万円（障害の等級により）
3	入院見舞金	
	① 防災活動に従事中の事故又は疾病により10日以上入院した場合	1日につき600円（120日を限度）
	② 防災活動に従事中以外の事故又は疾病により20日以上入院した場合	1日につき600円（120日を限度）

共済金の請求方法

市町村等（消防本部）の担当者は、所定の共済金支払請求書に必要事項記入のうえ、都道府県消防協会を通じて、日本消防協会に提出します。

共済金の支払い方法

日本消防協会は、共済金を都道府県消防協会を通じて、市町村等（消防本部）に送金します。市町村等（消防本部）から「個人」に支払われます。

共済金をお支払いできない場合

1

弔慰金又は重度障害見舞金

- (1) 加入者が自殺し、又は自殺未遂により重度障害状態になったとき。
- (2) 加入者が犯罪又は死刑の執行によって死亡し、又は重度障害状態になったとき。
- (3) 弔慰金受取人が故意に加入者を死亡させ、又は重度障害状態にさせたとき。
- (4) 加入者が戦争その他の変乱により死亡し、又は重度障害状態になったとき。
- (5) 加入者が飲酒を原因とする事故により死亡し、又は重度障害状態になったとき。

2

障害見舞金及び入院見舞金

- (1) 加入者の故意又は重大な過失によるとき。
- (2) 加入者の犯罪行為によるとき。
- (3) 加入者の精神障害又は飲酒を原因とする事故のとき。
- (4) 加入者の自殺未遂によるとき。
- (5) 戦争その他の変乱によるとき。

個人情報のお取り扱いについて

財団法人日本消防協会（以下「協会」という。）は、婦人消防隊員等福祉共済制度加入申込書及び共済金支払請求書に記載していただく個人情報を、本共済制度運営の事務手続きのみに使用します。詳細については下記表のとおりです。

加入者様からご提供いただく情報	利用目的
加入申込書 (氏名、生年月日、所属婦人消防隊等名)	加入時の年齢確認及び加入者管理事務に利用させていただきます。
共済金支払請求書 (氏名、生年月日、年齢、受取人の氏名、住所、加入者と受取人の続柄)	支払審査時に、加入者であるかどうかを確認し、受取人に共済金を適切に支払うために使用します。

当共済は、市町村等と各都道府県消防協会を経由して事務を行っているため、取得した個人情報は、協会と市町村等及び各都道府県消防協会が共有するものとします。ただし、市町村等及び各都道府県消防協会は、該当加入者のみの個人情報を共有し、管轄外の加入者に係る個人情報は一切共有しません。また事務処理以外では個人情報を使用したり、他団体へ提供したり致しません。

お問い合わせ先

財団法人 日本消防協会 年金共済部
東京都港区虎ノ門2丁目9番16号 電話03 (3503) 3078
<http://www.nissho.or.jp/>



婦人消防隊員等 福祉共済制度 事務処理等について

目 次

1. 加入時事務でのお願いについて・・・P.2
 - (1) 加入条件の確認について
 - (2) 加入申込書と掛金の送付（送金）について
2. 共済金支払請求事務について
 - (1) 請求書の記載について・・・P.3
 - (2) 診断書について・・・・・・・・P.3
 - (3) その他・・・・・・・・P.4
3. 加入促進について・・・・・・・・P.4
4. その他・・・・・・・・P.4

<お問い合わせ先>

財団法人 日本消防協会 年金共済部 年金共済課

電話 03-3503-3078 (直通) ・ 03-3503-3079 (代表)

FAX 03-3503-1480

様式・質疑等はホームページをご覧ください。

<http://www.nissho.or.jp/>

1. 加入時事務でのお願い

(1) 加入条件の確認について

必ず申込書の生年月日、年齢、及び健康状態を記入して下さい。

このことにより、年齢及び健康状況の加入条件確認がされていることが分かります。

加入条件は・・・

婦人消防隊員等であり、下記の条件を満たすことが必要です。

○年齢

加入日現在にて76歳未満の方。
(76歳の方は加入できません。)

○健康状態

「健康である者」とは、防災活動を支障なく行える、ということです。(質疑応答「問3」に記載されています。)

当方で個人の年齢及び健康確認を行うことは不可能であるため、皆様による確認をお願い致します。

様式 2

婦人消防隊員等福祉共済制度加入申込書

日本消防協会 御中 No. _____

下記のとおり加入を申し込みます。

加入年月日	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>加入申込書提出日</td><td></td></tr> <tr><td>都道府県消防協会名</td><td></td></tr> <tr><td>市町村等名</td><td></td></tr> <tr><td>婦人消防隊等名</td><td></td></tr> <tr><td>事務取扱所属名</td><td></td></tr> <tr><td>所在地</td><td></td></tr> </table>	加入申込書提出日		都道府県消防協会名		市町村等名		婦人消防隊等名		事務取扱所属名		所在地	
加入申込書提出日													
都道府県消防協会名													
市町村等名													
婦人消防隊等名													
事務取扱所属名													
所在地													

加入者番号	フリガナ 加入者氏名	生年月日 (年齢)	健康状態	加入者番号	フリガナ 加入者氏名	生年月日 (年齢)	健康状態
		(歳)				(歳)	
		(歳)				(歳)	
		(歳)				(歳)	
		(歳)				(歳)	
		(歳)				(歳)	
		(歳)				(歳)	
		(歳)				(歳)	
		(歳)				(歳)	
		(歳)				(歳)	
		(歳)				(歳)	

(注) 1 加入申込書提出日は、都道府県消防協会への提出日を記入して下さい
 2 加入者番号は、シラフ毎に1番から通し番号で記入して下さい
 3 受付経路の市町村等欄には、事務担当者印を押して下さい
 4 生年月日欄には、加入者の生年月日を、健康状態欄には、加入者で定める健康条件を満たす場合に「○」を記入して下さい

計	No. _____	加入者数	掛金額	人	円
---	-----------	------	-----	---	---

受付経路

市町村等	都道府県消防協会	日本消防協会	日協
------	----------	--------	----

特例加入について

前年度から当共済に加入している方が継続して加入する場合、入院中であっても加入を認める場合があります。その条件とは、下記の事項を全て満たさなければなりません。

- 同じ病気による入院の累計日数が120日を越えていない場合
- 前年度加入している。

(2) 加入申込書及び掛金の送付 (送金) について

加入申込ができるのは年4回で、4月、7月、10月、1月です。市町村におかれましては、加入月の15日までに**各都道府県消防協会**へ加入申込書と掛金を送付 (送金) して下さい。(期限厳守でお願いします。)

また消防協会におかれましては、25日までに当会へ申込書、集計表及び掛金を送付して下さい。なお、市町村の提出が遅れている場合には、多少25日を過ぎても構いませんので、全てとりまとめの上、送付及び送金をお願いします。

2. 共済金支払請求事務について

(1) 請求書の記載について

今までの請求事務で気づいた点を紹介させていただきます。書類提出時にはご注意ください。

①日付を必ず記入して下さい。

②請求するものに○を付けて下さい。

③医師の印を必ず押印して下さい。

④手術をした場合には、障害見舞金の対象となる場合がありますので、本人等からの聞き取りを行って下さい。その結果、障害見舞金に該当すると思われる場合は、必ず、この欄を医師に書いてもらって下さい。

⑤協会受付印をお願いします。

(2) 医師の診断書について

この診断書にて審査を行っています。そのため、病状や経緯などが不明であると、障害見舞金や入院見舞金等の支給ができなくなる場合があります。そのため、できるだけ詳細に記入してもらおうよう、医師に依頼するように本人に指導して下さい。また、この請求書の診断書では書ききれない場合などは、**病院独自の診断書でも構いません。特に入院見舞金のみ申請された場合、障害見舞金が該当しないか受け付けた段階で確認をお願いします。**

つまり病状と経緯が詳細に分かるようにして下さい。

(3) その他

○請求書の提出はお早めに

事故等により入院または手術をして、病状が固定したら、早めに請求書を提出して下さい。

なお、各都道府県協会におきましては、管内市町村から請求書が提出された場合には、すみやかに当会へ送付をお願いします。以前、請求から半年近くたった請求書が当会へ送付され、加入者から「審査が遅い」との指摘を受けました。そのため、なるべく早く請求書を送付してくださいませよう、お願い申し上げます。

○生命保険会社へ提出した診断書の取扱について

もし、医師に書いてもらった診断書では判断できない場合や新規に取得することが困難な場合は、生命保険会社へ提出した診断書のコピーでも構いません。その場合、**コピーに市町村長又は消防長による原本証明**をお願いします。

3. 加入促進について

現在当共済制度の充実に向けて努力しているところでありますが、平成23年度の加入者数は、1万9千余名に止まり当面の目標としている2万5千人を達成するには尚一層の努力が必要であります。

そこで当制度の更なる発展と充実を図るため、『**平成24年度婦人消防隊員等福祉共済制度の加入推進**』を行っています。

促進事業の主なものは以下の通りです。

○加入促進説明会開催に関する助成

加入促進説明会を行った場合、1回につき1万円の助成を行います。

○事務費等の交付

各加入月の加入者1人につき、事務費を交付します。

・都道府県協会の場合（1人あたり）

4月：100円、7月：80円、10月：50円、1月：30円

・市町村の場合（1人あたり）

4月：50円、7月：40円、10月：30円、1月：10円

4. その他

最近入金口座間違いが多くなっています。当共済の掛金について、市町村においては各都道府県消防協会へ、各都道府県協会は当会指定の口座へお振り込み下さい。

毎年、**加入日現在にて76歳の方**の申請が数件有り、掛金の返金を行っています。事務担当者の方が送金前に必ず確認してください。